

第8項 まちづくりで環境に配慮する

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度

(1) 環境アセスメントとは

大規模な開発事業を実施する際に、あらかじめ、その計画の推進や事業の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画等に反映させることで、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続が、環境影響評価（環境アセスメント）制度です。

環境アセスメントは、昭和44年にアメリカにおいて、世界で初めて制度化されて以来、世界各国でその導入が進んできました。

日本においては、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立（平成11年6月施行）しました。

一方、東京都においては、昭和56年10月から「東京都環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントを実施しています。平成14年7月には条例を改正し、全国に先がけて、まちづくりの計画段階でその環境影響を予測評価する「計画段階アセスメント」を導入し（平成15年1月施行）、従来の事業段階アセスメント制度と一体で運用しています。



(2) 環境アセスメントの対象事業

ア 環境影響評価法の対象事業（法アセス）

法アセスの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、発電所など13種類あります。このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」と定め、環境影響評価の手続を必ず行うこととしています。この「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業を「第二種事業」とし、環境影響評価を行うかどうかを個別に判断します。

イ 東京都環境影響評価条例の対象事業（条例アセス）

条例アセスの対象となる事業は、道路の新設または改築、鉄道・軌道またはモノレールの建設または改良、高層建築物の新築など26種類あります。なお、法アセス対象となった事業は条例アセス対象から除外されますが、法アセスの第二種事業のうち許認可権者が対象外と判定したものは条例アセスの対象となります。

環境アセスメントの対象事業の例

環境影響評価法対象事業	東京都環境影響評価条例対象事業
「第一種事業」の例	「条例対象事業」の例
①高速自動車国道（新設：すべて、改築：車線数増加 1 km以上） ②一般国道（新設／改築（車線数増加等）4 車線以上、10 km以上） ③普通鉄道（建設／改良 10 km以上） ④土地区画整理事業（100 ヘクタール以上）	①高速自動車国道・自動車専用道路（新設：すべて、改築：1 km以上） ②その他の道路（新設／改築 4 車線以上、1 km以上）※新設／改築 1 km未満でも対象事業の一部または延長として実施するものは対象。※改築は幅員増加を伴わない場合でも 4 車線以上になるものは対象。 ③鉄道（新設：すべて、改良（線増含む）：1 km以上） ④住宅団地の新設（住宅戸数 1,500 戸以上） ⑤高層建築物の新築（高さ 100m超、延べ面積 10 万 m ² 超）※特定の地域（都心、副都心、都市再生緊急整備地域等）の場合は高さ 180m超、延べ面積 15 万 m ² 超 ⑥土地区画整理事業（40 ヘクタール以上（樹林地等を 15 ヘクタール以上含む場合は 20 ヘクタール以上））
「第二種事業」（「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業）の例	
①一般国道（新設／改築（車線数増加等）4 車線以上、7.5～10 km未満） ②普通鉄道（建設／改良 7.5～10 km未満） ③土地区画整理事業（75～100 ヘクタール未満）	

環境アセスメントを行う項目

環境影響評価法			東京都環境影響評価条例	
環境影響評価の対象となる環境要素			環境影響評価における予測・評価項目	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質・騒音・振動・悪臭・その他	大気汚染	悪臭
	水 環 境	水質・底質・地下水・その他	騒音・振動	水質汚濁
	土壤環境・その他の環境	地形・地質・地盤・土壤・その他	土壤汚染	地盤
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物・動物・生態系		地形・地質	水循環
人と自然との豊かな触れ合い	景観・触れ合い活動の場		生物生態系	日影
環境への負荷	廃棄物等・温室効果ガス等		電波障害	風環境
			景観	史跡・文化財
			自然との触れ合い活動の場	
			廃棄物	温室効果ガス
			その他知事が定める項目	

(3) 練馬区に関する環境アセスメント対象事業

ア 環境影響評価法による環境アセスメント手続

都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）建設事業：平成 15 年度*

イ 東京都環境影響評価条例による環境アセスメント手続

(ア) 都市高速道路外郭環状線（放射 7 号線～埼玉県境間）建設事業：昭和 60 年度*

(イ) 東京都新都庁舎建設事業：昭和 61 年度

(ウ) 都市高速鉄道第 12 号線新宿・練馬間建設事業：昭和 63 年度*

(エ) 東京ガス新宿超高層ビル（仮称）建設事業：平成元年度

(オ) 東京都市計画道路環状第 8 号線（練馬区北町～板橋区若木間）建設事業：平成 2 年度*

(カ) 初台淀橋街区建設事業：平成 3 年度

(キ) 西武鉄道新宿線（西武新宿～上石神井間）複々線化事業：平成 4 年度（平成 7 年 4 月取下げ）*

(ク) 東京都市計画道路環状第 8 号線（練馬区南田中～高松間）建設事業：平成 5 年度*

(ケ) （仮称）日本橋室町二丁目ビル建設事業：平成 11 年度→平成 14 年度の条例改正により手続中途で対象外

(コ) 東京都市計画道路放射第 35 号線（練馬区早宮～北町間）建設事業：平成 11 年度*

(サ) （仮称）西新宿六丁目西第 6 地区市街地再開発事業：平成 12 年度→平成 14 年度の条例改正により手続中途で対象外

(シ) 西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業：平成 13 年度

(ス) （仮称）赤坂九丁目地区開発事業：平成 14 年度

(セ) 西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業：平成 15 年度*

(ヨ) 練馬清掃工場建替事業：平成 19 年度*

(タ) 東京都市計画道路放射第 35・36 号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業：平成 20 年度*

(チ) 光が丘清掃工場建替事業：平成 25 年度*

ウ 埼玉県環境影響評価条例による環境アセスメント手続

和光市都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業：平成 28 年度

※ *印の事業は、練馬区内に事業地が含まれるもの。

2 練馬区まちづくり条例による開発調整手続

練馬区まちづくり条例では、自動車駐車場等に係る開発事業について、良好な自然環境の保全・育成と周辺の居住環境への配慮や良好な街並みの保全形成を図るために、条例に基づく手続を行うことを定めています。

(1) 手続きの対象

- ア 床面積 300 m²以上の自動車駐車場の建築（建築物に付属する駐車場および延べ面積 3,000 m²以上かつ高さ 15m 以上の建築に該当する駐車場を除く）
- イ 開発区域面積 300 m²以上の自動車駐車場の設置（アを除く）
- ウ 開発区域面積 300 m²以上の材料置場の設置
- エ 開発区域面積 300 m²以上のウエスト・スクラップ処理場の設置
- オ アまたはイの規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事
- カ ペット火葬施設等の設置

(2) 平成 28 年度の届出件数

平成 28 年度の条例に基づく自動車駐車場等の開発に係る届出件数は、計 7 件であり、すべて「手続きの対象」イに該当する届出でした。

(3) 手続きの流れ（概要）

